

ドイツ語正書法改革の改革について

— 分かつ書き・続け書き規則 § 34 および § 36 の場合 —

阿 部 美 規

1. はじめに

1998年8月1日に導入されたドイツ語のいわゆる新正書法は、当初7年に及ぶ移行期間を経た後、ドイツにおいては2005年8月1日から拘束力を持つ唯一の規則となるはずであった。しかしながら、正式導入以後になっても、新正書法に対する批判の声は弱まるどころか、むしろますます強まる一方であったため、¹⁾ ドイツ語正書法国際委員会 (Zwischenstaatliche Kommission für deutsche Rechtschreibung) およびドイツ語正書法審議会 (Rat für deutsche Rechtschreibung) において検討がなされ、新たな補足・修正を加えられた上で、2006年8月1日、ようやく改定新正書法規則は発効し、その1年後の2007年8月1日から、すなわち当初の予定より遅れること2年の後に、正書法上のただひとつの拠りどころとなるに至った。

このような経緯の後、長きに亘ったドイツ語正書法をめぐる問題は一応の解決をみたと言える。しかしながら、そのことで正書法に関連するすべての混乱が解消したわけではないこともまた事実である。例えば一口に「新正書法」と言っても、導入後の複数回に及ぶ規則改変のため、1) 1998年8月1日導入当初の正書法、2) 2004年6月に補足された正書法、3) 2006年3月に最終的な修正を施された正書法、の少なくとも3種類の異なる「新」正書法があり、それらは名称の上でも互いに区別されるべきものであるが、そのような区別は現状ではなされていない。²⁾ ましてそれぞれの「新」正書法がその内容、すなわち個々の規則の点でどのように異なっているのか、更に言えば、度重なる規則変更の結果、最終的にどのように綴るのが正しいのか、という点について、十分に理解されているとはいまだ言えない状況にある。

このような状況に鑑み本稿では、現行の正書法規則（以下、改定新正書法と呼ぶ）が、「正書法改革の改革」³⁾ とまで呼ばれる著しい改変を経て、それに先行する規則からどう変わったのか、またその変更はいかなる理由から行われているのかを明らかにすることで、ドイツ語正書法に纏わる混乱（ないし不安）のうちの幾分かを解消することを試みたい。考察の対象とす

1) Frankfurter Allgemeine ZeitungやAxel Springer Verlagが、一度は新正書法を採用したものの、後になって旧来の正書法に復帰したことがその象徴的な出来事として記憶に新しい。

2) 大藪 (2005:71) にも一律「新」、「旧」と区別するだけでは誤解を招くという指摘がある。

3) 主要メディア (ZDFやSpiegelなど) ではReform der Rechtschreibreform, あるいは略してReform der Reformなどの用語が使われている。

るのは、混乱を極め、統一的な正書法への完全移行を遅らせる直接の原因の一つともなった動詞・分詞の分かち書き・続け書き規則 § 34 および § 36 である。⁴⁾

2. 新正書法⁵⁾ における変更点と問題点

ドイツ語のいわゆる新正書法は、規則の簡素化および習得しやすさの向上を主たる目的として、1998年8月1日に導入された。⁶⁾ とりわけ、従前の正書法ではさまざまな矛盾を含み、難解で複雑を極めていた分かち書き・続け書き規則に関して新規則は、i) 分かち書きを通常のケースとする、ii) 個別の書き分けの規則には、可能な限り形式的基準を採用する、という原則を採用することでこの目的の達成を図ろうとしていた。

しかしながら新正書法に対し否定的な見解を抱く研究者やメディアからは、まさにこの原則および、この原則に基づいて作成された個々の規則に対して、数ある新規則の中でももっとも激しい非難が寄せられることになった。すなわち、まずi) の分かち書きを通常とする原則については、この原則がそもそも言語慣習ないし言語使用者の意識に逆行しているとして槍玉に挙げられた。さらに、i) およびii) の原則に則って定められた個々の規則については、主として次のような問題点が再三にわたって指摘されている：⁷⁾

(1) 不変化詞+動詞：説明の欠落

新規則では、動詞とともに分離可能な合成語を形成することができる不変化詞 (Partikel) として、100を超える不変化詞がリストアップされているが、もとよりこのリストは閉じたものではない。⁸⁾ そうであれば、どのような不変化詞を動詞と続け書きするのか、また他方で、どのような不変化詞がいかなる理由から分かち書きにされるのか、に関する説明がなされていないなければならない。しかし実際にはこのような説明は一切欠落しているため、正しく綴ろうとする書き手は書き分けに際し、その都度正書法辞典を参照せざるを得ない。⁹⁾

(2) 動詞+動詞：正書法による同音異義語識別可能性の喪失

新規則では、不変化詞、形容詞、名詞のみが分離動詞の前綴りになり得ると規定されたた

4) 公的ドイツ語正書法規則 (Die amtliche Regelung der deutschen Rechtschreibung) は、Duden (2004:1113ff.) およびDuden (2006:1161ff.) に記載されているものを参照した。

5) 以下、単に新正書法と言った場合は、現行の改定新正書法に先行するそれを指す。

6) Vgl. Blüml (1997).

7) Vgl. 中山 (2003a), Eisenberg (1997), FAZ (2000), Günther (1997), Ickler (2000).

8) Duden (2004:1122f.).

9) 新正書法導入当初の規則では、動詞と続け書きにすべき不変化詞の閉じたりリストが挙げられていた。Vgl. Duden (2000:1122f.).

め、従来分離動詞として認められていた *sitzenbleiben* のような「動詞+動詞」の組み合わせは、もはや分離動詞としては存在せず、一律分かち書きされることとなった。¹⁰⁾ この改変により、これまでのように綴られ方から意味の違い（例えば、*sitzen bleiben* 「座ったままでいる」と *sitzenbleiben* 「落第する」）を識別することが不可能になった。

(3) 形容詞+動詞：規則内での矛盾

「形容詞+動詞」の組み合わせでも、分かち書きを通常のケースとし、当該形容詞が比較変化しない場合、および *sehr* や *ganz* などによって修飾されない場合に続け書きすると新規則は定めている。¹¹⁾ すなわち、この規則に従えば、*bekannt* と *machen* の組み合わせは、*etwas noch bekannter machen* のように形容詞を比較変化させることができるので、¹²⁾ *bekannt machen* と分かち書きすることになり、一方で *freisprechen* 「無罪の判決を下す」では、*frei* を比較変化させることも、修飾することもできないので、続け書きが正しいことになる。

この規定に従えば、*heiligsprechen* 「聖人の列に加える」における *heilig-* も、まったく同じ理由から続け書きされるべきである。しかしながら新規則では、*-ig / -isch / -lich* に終わる形容詞は動詞と分かち書きにすることが指示されているので、¹³⁾ *heiligsprechen* の場合は続け書きではなく、*heilig sprechen* と分かち書きすることが正しくなってしまう。すなわち新規則は、形式的基準を過度に導入することによって、自己矛盾を抱え込んでしまっている。

(4) 分詞を含む結合：正書法的正しさと文法的正しさとの矛盾

分詞の綴り方を規定した新正書法規則 § 36 E₁ (1) によると、不定詞レベルで分かち書きするものは、分詞になっても同じく分かち書きされる（例：*Zeit sparen* 「時間を節約する」→ *ein Zeit sparendes Mittel* 「時間を節約する手段」）。¹⁴⁾ これに従うならば、従来一語として続け書きされていた *besorgniserregend* 「憂慮すべき」は、不定詞レベルでは *Besorgnis erregen* 「心配を引き起こす」なので、*Besorgnis erregend* と分かち書きされることになり、仮にこの分詞を含む句が最上級に比較変化した場合には、*am Besorgnis erregendsten* 「もっとも憂慮すべき」と綴らなければならないことになる。しかしながらこの綴り方は文法的には正しくない。すなわち、新正書法に従って「正しく」書くと、文法的には誤った綴りが生じることになる。

10) Duden (2004:1122f.), § 34, § 34 E₃ (6). 正書法規則におけるEは注釈 (Erläuterung) を表す。

11) Duden (2004:1123), § 34 (2), § 34 E₃ (3).

12) 中山 (2003a:234) では、*etwas ganz bekannt / noch bekannter machen* という表現は非常に不自然である旨が指摘されている。

13) Duden (2004:1123), § 34 E₃ (3).

14) Duden (2004:1124).

新正書法規則が抱えていた以上のような問題点が現行の改定新正書法でどのように改められているのか、次章では上記の順で詳しく考察する。

3. 改定新正書法における変更点

2006年3月に最終的に州文相会議（Kultusministerkonferenz）で合意の得られた改定新正書法において、分かち書き・続け書きに関する規則は大幅に変更されることとなった。すなわち、改定以前の、分かち書きを通常のケースとする原則、および、書き分けに際し可能な限り形式的基準を採用するという原則は、いずれも改定新正書法においては撤回され、代わって、その都度の書き手の意図や言語慣習および言語構造の規則性に従って書き分けがなされることが明記されている。¹⁵⁾

原則がこのように大幅に変更されたことにより、当然のことながら、個々の規則も広範に変更されることとなった。以下では、個々の規則がどのように変更されたのか、またその変更が前章で挙げた問題点との関連でどのように評価できるのかを、個別に検証していきたい。

3.1. 前綴りとなりうる不変化詞

分かち書きを通常のケースとする、という原則を撤回した結果、改定前には合理的な理由が述べられることなく動詞と一律分かち書きにすると規定されていた *abwärts-* や *auseinander-* のような複合的な副詞 (*zusammengesetztes Adverb*) に由来する不変化詞も、改定新正書法においては動詞との続け書きが認められることとなり、リストに加えられた。¹⁶⁾

また、改定以前にはどのような不変化詞が続け書きされるのかについて、一切の説明がなかったのに対し、改定後には、「前置詞と同形のもの」、「方向・場所・時の副詞および代名詞的副詞 (*Pronominaladverbien*) と同形のもの」、「単独で用いることができないもの」、「特定の品詞に分類できないもの」のように、続け書きされる不変化詞に関する分類・説明が新たに加えられている：¹⁷⁾

15) 改定新正書法の分かち書き・続け書きに関する規則の序言 (*Vorbemerkung*) では、次のような原則が述べられている：Die Verwendung einer Wortgruppe oder einer Zusammensetzung richtet sich danach, was jeweils gemeint ist und was dem Sprachgebrauch und den Regularitäten des Sprachbaus entspricht. Vgl. Duden (2006:1172).

16) Duden (2006:1173), § 34 (1.3).

17) Duden (2006:1173f.). 因みに、「単独で用いることができないもの」、「特定の品詞に分類できないもの」の原語はそれぞれ次のとおりである：die Bestandteile, die die Merkmale von frei vorkommenden Wörtern verloren haben. / Bestandteile, die in der Verwendung beim Verb nicht mehr einer bestimmten Wortartkategorie zugeordnet werden können.

前置詞と同形のもの：

ab-, an-, auf-, aus-, bei-, durch-, ein-, entgegen-, entlang-, gegen-, gegenüber-, hinter-, in-, mit-, nach-, über-, um-, unter-, vor-, wider-, zu-, zuwider-, zwischen- など

方向・場所・時の副詞および代名詞的副詞と同形のもの：

abwärts-, auseinander-, beisammen-, davon-, davor-, dazu-, dazwischen-, empor-, fort-, her-, heraus-, herbei-, herein-, hin-, hinaus-, hindurch-, hinein-, hintenüber-, hinterher-, hinüber-, nebenher-, nieder-, rückwärts-, umher-, voran-, voraus-, vorbei-, vorher-, vorweg-, weg-, weiter-, wieder-, zurück-, zusammen-, zuvor- など

単独で用いることができないもの：

abhanden-, anheim-, bevor-, dar-, einher-, entzwei-, fürlieb-, hintan-, inne-, überein-, überhand-, umhin-, vorlieb-, zurecht- など

特定の品詞に分類できないもの：

fehl-, feil-, heim-, irre-, kund-, preis-, wahr-, weis-, wett-

改定によって付された以上の分類・説明は確かに簡潔に過ぎ、また部分的には早急に訂正を要する誤りも含んではいる。¹⁸⁾ しかし上記の変更はいずれも正書法改正の当初の目標であった「正書法規則の簡素化」および「学習しやすさの向上」に資するものとして一定の評価ができればよい。

3.2. 同音異義語の識別機能

改定前の規則では「動詞+動詞」は一律分かち書きにされることになっていた。¹⁹⁾ 改定後の新規則でもこの組み合わせは原則として分かち書きにすることが規定されているが、注釈によると、bleiben もしくは lassen を第二構成要素とする結合において、転義的な意味が生じている場合には (bei übertragener Bedeutung), 分かち書きと並んで、続け書きも認められる。²⁰⁾

この改変により、bleiben もしくは lassen を第二構成要素とする結合（および例外的に

18) 例えば、自由に現れる性質を失ってしまった不変化詞由来の動詞付加語として entzwei- がリストに掲げられているが、次の例が示す通り、この語は単独で用いることができる：Der Teller ist entzwei.

19) Duden (2004:1123), § 34 E₃ (6).

20) Duden (2006:1174), § 34 (4), § 34 E₇.

kennen lernen に) 関しては、正書法改革前のいわゆる旧正書法におけるのと同様、綴り方による同音異義語の識別が可能となった。

この規則改定も、ドイツ語新正書法に対して寄せられた批判をドイツ語正書法審議会が真摯に検討した成果であるとみなすことができる。しかしながらこの改定には、次に述べるような点において、問題がないわけではない。

すなわち、まず、この改定では「転義的な意味が生じている場合には」という、改革前のいわゆる旧正書法で採用されていた意味的基準が再び採用されてしまっている。²¹⁾ そもそも新正書法で当初、「可能な限り形式的基準を採用する」ことを原則としたのは、旧正書法において意味に基づく曖昧な基準が引き起こした無秩序に対する反省からであったはずである。²²⁾ それにも拘わらず、批判があったからとはいえ、形式的基準を採用したことの成果を待つことなくあっさりこれを退け、あえて混乱の種にもなりうる意味的基準を改めて復活させたのは性急に過ぎたと言わざるを得ない。²³⁾

次に、改定後の規則における「bleiben もしくは lassen を第二構成要素とする結合では」という規定についても問題がある。そもそも、なぜこの二語のみに限定されなければならないのか、一切説明がない。例えば、baden gehen「失敗する」、stiften gehen「こっそり姿をくもらず」、flöten gehen「失われる」でも転義的な意味が生じていると考えられるし、転義の意味とまではいかないまでも spazieren gehen「散歩する」においても、続け書きにする十分な動機づけがあるとの見方がある。²⁴⁾ にも拘わらず、これらには分かち書きのみしか認められていない。また、kennen lernen「知り合う」に関しては例外的に続け書きも可能となったが、これを認めるならば lieben lernen「次第に好きになる」や schätzen lernen「価値に気づく」にも続け書きが認められてしかるべきであろう。ところが、これらについては分かち書きのみしか許されない。

以上要約すれば、改定新正書法における当該規則は、書き分けに際し、旧正書法における意味的基準を復活させた上、新正書法で採用された形式的基準を中途半端に残したために、骨抜きになってしまっていると言える。

3.3. 規則内での矛盾

形容詞と動詞の組み合わせの綴り方は、改定後の正書法では次のように3つのケースに分

21) Duden (2006:1174), § 34 E₇.

22) 旧正書法における混乱については、Mentrup (1993:34ff.) や阿部 (2001:107ff.) を参照されたい。

23) そもそも、一律分かち書きにすることで意味区別の可能性が失われる、とする批判の妥当性自体、疑わしいと言える。Vgl. 阿部 (2001).

24) 大藪 (2005:69).

けられ規定されている。すなわち、1) 形容詞が単一語であり、動詞行為の結果を表す場合には、続け書きおよび分かち書きの両方可能（例：klein schneiden / kleinschneiden 「小さく切る、切って小さくする」）、2) 形容詞部分と動詞部分がともに新たな、イディオム化した意味を形成する場合は続け書きにする（例：heiligsprechen 「聖人の列に加える」）、3) その他の場合、特に形態論的に複雑な形容詞や形容詞が修飾語を伴う場合は分かち書きにする（例：bewusstlos schlagen 「殴って意識を失わせる」）。²⁵⁾

-ig / -isch / -lich に終わる形容詞は動詞と一律分かち書きにするという形式的基準を採用した改定前の規則は改定後には廃止され、その結果、前章で問題点として紹介した規則内での矛盾は確かに解消されている。しかしながらその一方で、当該規則においても、2) にあるように、「形容詞部分と動詞部分がともに新たな、イディオム化した意味を形成する場合」という意味的基準が復活してしまっている。意味的基準の弊害については既に上で触れた通りである。

3.4. 正書法規則と文法規則との矛盾

新しい正書法規則に従って正しく書くと、文法的には誤った綴り方になる、という事例は確かにあった。例えば、新正書法では *Wie Recht sie hat!* や *Es tut mir so Leid.* のように綴らねばならないことになったが、これらにおいては、本来形容詞や副詞にしか係り得ない *so* や *wie* が名詞を限定することになり、正書法規則と文法規則との間に明らかに齟齬をきたしていた。この齟齬はもちろんその後の改定で取り除かれ、その結果それぞれ *Wie recht sie hat!* や *Es tut mir so leid.* のように、文法的に正しく綴ることが正書法の規則にも合致するように改められている。

しかしながら、このような規則間の矛盾は、大文字書き・小文字書き規則の一部に見られただけで、*Besorgnis erregend* のような分詞を含んだ語句の書法を定めた分かち書き・続け書き規則には実際のところ存在してはいなかった。というのも、新正書法における分かち書き・続け書き規則では当初から、単独で用いることができない語は続け書きにする旨が、序言ならびに形容詞・分詞の綴り方を定めた § 36 で明記されていたからである。²⁶⁾ そしてこの規定はその後一貫しており、基本的に変更はない。²⁷⁾ すなわち、*am Besorgnis erregendsten* のような綴り方は、*erregendsten* という語を単独で用いることができない以上——そしてこのよう

25) Duden (2006:1174), § 34 (2).

26) Duden (2000:1121): *So wird zum Beispiel stets zusammengeschrieben, wenn der erste oder der zweite Bestandteil in dieser Form als selbständiges Wort nicht vorkommt.*

27) 改定の直前には当該規則は次のように表されていた：*So wird zum Beispiel meist zusammengeschrieben, wenn der erste oder der zweite Bestandteil in dieser Form als selbständiges Wort nicht vorkommt.* Vgl. Duden (2004:1121).

な語がそもそもドイツ語に存在し得ない以上、—— 新正書法が正式に導入された1998年8月1日の時点においても間違いであったのである。²⁸⁾ 以上を換言すれば、本稿第2章に(4)としてまとめた「問題点」は、実は新規則の誤解に基づいたものであり、的を射た批判ではなかったということになる。

もっとも、新正書法に従って正しく書くと文法的には誤った綴りになる、との誤解が生じた原因の一端は、導入時点での新正書法規則の側にもあった。なぜなら、単独で用いることのできない語は続け書きにする、という規定こそあったものの、その規定の適用範囲が必ずしも明確ではなかった上、規定の例として提示されたものの中に分詞を含むものは皆無だったからである。²⁹⁾ そのためこの規則については、その規定する内容の主旨は一貫して変更がないものの、既に2004年の補足によって、分かち書き・続け書きのいずれもが可能で、場合によって書き分ける必要があること、および分かち書き・続け書きのどちらも許容される場合には書き手の意図による書き分けが認められることが述べられ、また該当する例が十分に追加補充されている。³⁰⁾ そして、現時点において最後の改定を経た公的正書法規則では、この規定および例示は注釈から独立した規則へと繰り上げられ、これまでより一層明瞭に提示されるに至っている。³¹⁾

4. おわりに

以上にみてきたように、原則およびそれに派生する規則の改変によって、現行のドイツ語正書法規則からは当初の新正書法規則が抱えていた「もっとも重大な欠陥」が大幅に取り除かれた。また、不都合のなかった部分でも、規則や例の提示のされ方がより適切なものに改められ、規則としてより洗練されたものとなったと言える。このような改善を受けて、一度は新正書法を採用したものの、後にその矛盾点・問題点のゆえに旧来の正書法に復した新聞社・出版社が

28) Duden (2000:224) で *Besorgnis erregend* の綴り方を実際に調べてみれば、*ein Besorgnis erregender Zustand* と並んで *ein besorgniserregender Zustand* という表記も可能であること、しかし、副詞によって修飾されている場合や比較変化が起こっている場合には、*ein äußerst besorgniserregender Zustand* や *ein noch besorgniserregender Zustand* のように続け書きしなければならないことが明記されている。

29) 分かち書き・続け書き規則の原則を述べた序言から、*Besorgnis erregend* のような個別の例の綴り方を書き手に正しく推測させるのは、無理があると言わざるを得ない。また個別の例を規定した § 36 (2) においても、例として挙げられているのは *einfach*, *letztmalig* のようなもののみであった。同じ § 36 の補足規定である E_1 (1.2) では確かに現在分詞を含む例が提示されているが、ここでは一律分かち書きが指定されているのみで、続け書きにしなければならない場合があることへの言及は一切ない。この点については阿部 (2001:115ff.) も参照のこと。

30) Duden (2004:1125), § 36 E_2 .

31) Duden (2006:1176), § 36 (2).

改めて改定新正書法を受け入れたこと、³²⁾ すなわち出版社によって正書法が異なるという異常な事態が回避されたことは、ドイツ語母語話者にとってだけでなく、日々ドイツ語に接する機会のある者すべてにとって素直に歓迎すべきことであると言えよう。

その一方で、2006年3月の改定によってすべての問題が解決されたわけではないこともまた銘記されなければならない。本文中に述べたように、指摘されていた問題の解決は多くの場合、当該分野においては問題が山積していた旧正書法の規則に復することによって達成されている。また、書き手の意図をはじめとする種々の要因による複数の書法を許容したことも、問題の解決というよりは、先送りと解釈されて仕方ないところもあろう。その他、改定新正書法発効後にも様々な方面から新たな問題点ないしその兆候について指摘されている。³³⁾

10年にも及ぶドイツ語正書法をめぐる混乱は、正書法が言語にとって単なる「取り決め」以上のものであり、従って新正書法推進派が唱えるほど簡単には変更できないことを如実に示してきた。そうであればこそ、また、多くの基準が存在し、それらの基準間での妥協、もしくはそれらの縫い合わせによってしか「最善」の正書法が望めない以上——この認識は正書法改革から得られた貴重な教訓の一つである——、正書法の問題については今後もそれに関わるもののみが関心を払い、その動向を注視していかなければならない。

32) Axel Springer Verlagは2006年8月1日から、Frankfurter Allgemeine Zeitungは2007年1月1日から改定新正書法を採用している。

33) 一例を挙げると、発音と正書法の問題を調査した成田(2007)によれば、現行の正書法は、音がないところにまで綴りを作る一方で、音があるのに綴りを消し去ってしまっているという点で、不当である。また、新正書法反対派を代表してドイツ語正書法審議会のメンバーとなっていたTheodor Icklerは、さながら「喧嘩別れ」のような格好でこの審議会から脱会し、その後新正書法のみならず、正書法審議のあり方にまで批判の矛先を向けている。

参考文献

- 阿部美規 (2001) : 分かち書き・続け書き規則をめぐって — 新旧正書法の比較. 阪神ドイツ文学会編『ドイツ文学論攷』, 第43号, 105-123ページ.
- 大藪正彦 (2005) : 新正書法についての批判的コメント — 言語学および語学教育の観点から. ドイツ語教育部会会報『ドイツ語教育』, 第10号, 67-72ページ.
- 菊地雅子 (1996) : 外国人のための正書法改正. 『慶應義塾大学日吉紀要ドイツ語学・文学』, 第23号, 31-42ページ.
- Graewe, Gudrun (2006) : 「玉ねぎ魚」現象とドイツ語の新正書法について. 立命館大学国際言語文化研究所編『立命館言語文化研究』, 第18号 (1), 145-155ページ.
- 中山豊 (2003a) : ドイツ語新正書法 § 34の問題. 慶應義塾大学芸文学会編『藝文研究』, 第84号, 227-242ページ.
- 中山豊 (2003b) : ドイツ語新正書法は受け入れられたか? 『慶應義塾大学日吉紀要ドイツ語学・文学』, 第37号, 25-37ページ.
- 成田克史 (2007) : 正書法改革がドイツ語の発音に及ぼす影響について. 金城学院大学論集委員会編『金城学院大学論集人文科学編』, 第3号 (2), 131-138ページ.
- 山崎隆司 (2006) : ドイツ語正書法改定覚書 — 近年の出来事を主として. 大阪大学ドイツ文学会編『独文学報』, 第22号, 25-44ページ.
- Bredel, Ursula / Günther, Hartmut (Hg.) (2006): Orthographietheorie und Rechtschreibunterricht. Tübingen.
- Blüml, Karl (1997): Warum und mit welchem Ziel überhaupt eine Rechtschreibreform. In: Eroms / Munske (Hg.), S.11-20.
- Duden (2000): Die deutsche Rechtschreibung. 22., völlig neu bearbeitete und erweiterte Auflage. Mannheim / Leipzig / Wien / Zürich.
- Duden (2004): Die deutsche Rechtschreibung. 23., völlig neu bearbeitete und erweiterte Auflage. Mannheim / Leipzig / Wien / Zürich.
- Duden (2006): Die deutsche Rechtschreibung. 24., völlig neu bearbeitete und erweiterte Auflage. Mannheim / Leipzig / Wien / Zürich.
- Eisenberg, Peter (1997): Das Versagen orthographischer Regeln. Über den Umgang mit dem Kuckucksei. In: Eroms / Munske (Hg.), S.47-50.
- Eisenberg, Peter (2006): Orthographie ohne Literalität. Blinde Flecken der Rechtschreibreform. In: Zeitschrift für germanistische Linguistik, 34. S.131-154.
- Eroms, Hans-Werner / Munske, Horst Haider (Hg.) (1997): Die Rechtschreibreform: Pro und Kontra. Berlin.
- FAZ (2000): Die Reform als Diktat. Zur Auseinandersetzung über die deutsche Rechtschreibung. Hrsg. 2000 von der Frankfurter Allgemeinen Zeitung GmbH. Frankfurt am Main.
- Fuhrhop, Nanna (2007): Zwischen Wort und Syntagma. Zur grammatischen Fundierung der Getrennt- und Zusammenschreibung. Tübingen.
- Günther, Hartmut (1997): Alles getrennte findet sich wieder. Zur Beurteilung der Neuregelung der deutschen Rechtschreibung. In: Eroms / Munske (Hg.), S.81-93.
- Ickler, Theodor (2000): Das Rechtschreibwörterbuch: Sinnvoll schreiben, trennen, Zeichen setzen. St. Goar.
- Mentrup, Wolfgang (1993): Wo liegt eigentlich der Fehler? Zur Rechtschreibreform und zu ihren Hintergründen. Stuttgart / Düsseldorf / Berlin / Leipzig.
- Mentrup, Wolfgang (2007): Stationen der jüngeren Geschichte der Orthographie und ihrer Reform seit

1933. Zur Diskussion, Texttradition und -rezeption. Tübingen.

Munske, Horst Haider (2005): Lob der Rechtschreibung. Warum schreiben wir, wie wir schreiben. München.

Stenschke, Oliver (2005): Rechtschreiben, Recht sprechen, recht haben – der Diskurs über die Rechtschreibreform. Eine linguistische Analyse des Streits in der Presse. Tübingen.